

年金は老後のためだけではありません！

障害者のための障害基礎年金

国民年金に加入中または60歳以上65歳未満で日本に在住中に初診日のある病気やけがで国民年金法の政令に定める1級または2級の障害の状態になった人が受けられます。

○受給にはいくつかの要件があります。

初診日の前日において

①年金制度加入時（20歳）から初診日の属する月の前々月までの間に、保険料を納めた期間（保険料免除期間、若年者納付特例期間を含む）が3分の2以上あること（**3分の1以上の未納がないこと**）

②初診日の前々月から直近1年間に未納がないこと（①の要件がない場合）

※請求手続きができるのは、初診日より1年半経過している（これ以上は症状が固定している（これ以上改善が見込めない状態）時点です。

事例1 26歳で交通事故にあり、障害が残ってしまったAさん。20歳から事故にあらまでの期間に、保険料を未納していた期間があるために障

なぜ？ Bさんは国民年金に加入した20歳のときから国民年金の納付を行い、失業等で支払い困難なときは免除申請手続きを行つてきたので、受け取ることができました。

事例2 脳梗塞で倒れ、体に重度のマヒが残った50歳のBさんは障害年金を受け取ることができました。

なぜ？ Bさんは国民年金に加入した20歳のときから国民年金の納付を行ない、失業等で支払い困難なときは免除申請手続きを行つてきたので、受け取ることができました。

害基礎年金を受けることができませんでした。

なぜ？

Aさんは20歳から26歳までの期間で3分の1以上の未納期間があつたので障害年金を受けることができませんでした。

障害基礎年金を受けるには初診日のある月の前々月までの国民年金に加入すべき期間のうち、保険料を納めた期間（保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）が3分の2以上あることが必要です。

※3分の1以上の未納があつても、事故にあら前の前々月までの直近1年間を納付か免除等にしていれば障害年金を受けることができました。

何かあつてからでは遅い！
国民年金は万が一の備えです！



20歳前に障害者になつた方は：

国民年金に加入する20歳になる前に1級、2級の障害者になつた場合は、20歳になつたときから障害基礎年金を受給できます。ただし、本人に一定以上の所得がある場合は、所得額に応じて全額または半額が支給停止になります。

障害厚生年金

厚生年金に加入中に初診日のある病気やけがなどで、障害等級の1級と2級に該当した場合は障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が受けられます。また、障害の程度に応じて3級の障害厚生年金、障害手当金があります。

※ただし、受給には障害基礎年金と同様にいくつかの要件があります。

○初診日に加入していた年金制度で請求手続き先が異なります。

障害基礎年金額(平成24年度)

1級……98万3,100円(年額)
2級……78万6,500円(年額)

※障害基礎年金の受給者によつて生計を維持されている子（18歳に到達した年度末までの子か、20歳未満の障害のある子）があるときは

加算があります。

※障害基礎年金の受給者によつて生計を維持されている子（18歳に到達した年度末までの子か、20歳未満の障害のある子）があるときは

対象となる方
昭和61年度以前に配偶者が厚生年金に加入していたので国民年金は任意加入だった人や、平成2年度以前の学生で任意加入していなかつた人のうち障害基礎年金の1級、2級の障害の状態の方

特別障害給付金額(平成24年度)

1級……4万9,500円(月額)
2級……3万9,600円(月額)

- ・ 国民年金（第1号被保険者）の方の請求手続き
- ・ 市国民年金係 ☎973-5498
- ・ 厚生年金、第3号被保険者の方の請求手続き
- ・ コザ年金事務所 ☎933-3439

【お問い合わせ】

- ・ 国民年金（第1号被保険者）の方の請求手続き
- ・ 市国民年金係 ☎973-5498
- ・ 厚生年金、第3号被保険者の方の請求手続き
- ・ コザ年金事務所 ☎933-3439